

## 令和8年度 青森市役所ねぶた協賛広告募集要項

### 1 募集趣旨

青森市として、重要無形民俗文化財である青森ねぶたの保存及び伝承に努め、持続可能なねぶた運行を目指し、青森市役所ねぶたへの協賛広告を募集します。

### 2 応募対象者及び広告内容

応募対象者：企業、団体又は個人事業主（以下「企業等」と表記します。）

広告内容：企業等の名称及びロゴマーク

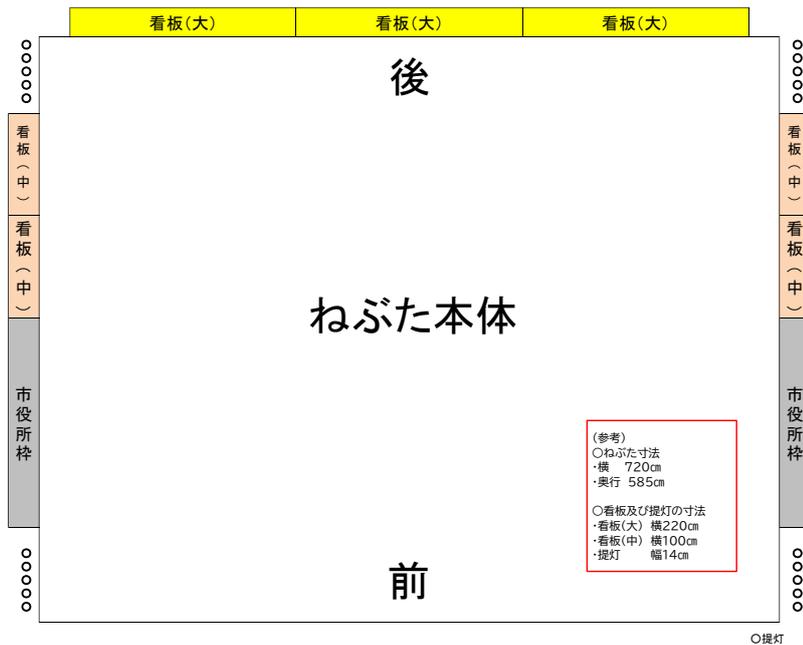
### 3 広告掲出期間

青森ねぶた祭の期間中のうち、青森市役所ねぶた実行委員会が運行する日

運行予定日：令和8年8月2日（日）、8月4日（火）～8月7日（金）

### 4 広告掲出位置

青森市役所ねぶたの後方もしくは側面の看板、提灯（以下のとおり）とします。



### 5 規格、掲出料及び募集枠数上限

協賛広告の規格、掲出料及び募集枠数上限は、次のとおりです。

広告区分	規格（縦×横）	掲出料	募集枠数上限
①	ねぶた本体看板（大） (W220 cm×H36 cm)	1,100,000 円 / 枠	3 枠
②	ねぶた本体看板（中） (W100 cm×H36 cm)	500,000 円 / 枠	4 枠
③	提灯	30,000 円 / 口	20 口

※同一の企業等による申込は①及び②につき1枠を上限とします。

※特定の広告区分に申込みが募集枠数上限に満たない場合であって、他の広告区分に募集枠数を超える申込みがあるときは、全体の広告掲出可能スペースの範囲内において、募集枠数を調整することがあります。

※募集枠数を超える申込みがあった場合は無作為抽選により掲出者を決定します。

※看板及び提灯については、青森市役所ねぶた実行委員会が作成します。なお、提灯は青森ねぶた祭終了後に、企業等に無償で引き渡すことができます。

## 6 応募資格対象外

次の各号のいずれかに該当する者は対象としません。

- (1) 青森ねぶた祭の品位を損なうおそれのある企業等
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当する企業等
- (3) 政治活動、宗教活動を目的とする企業等
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反する企業等
- (5) その他市長が掲出することが適当でないと認める企業等

※詳細は別紙を参照してください。

## 7 申込手続

次に掲げる書類等を青森市役所 総務部 人事課までメール又は持参にて提出

- (1) 青森市役所ねぶた協賛広告掲出申込書（様式第1号）
- (2) 企業等の事業の概要がわかる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

## 8 募集期間

令和8年3月6日（金）から令和8年4月6日（月）17:00まで

## 9 広告掲出の可否等の通知

広告掲出の可否については、申込者に文書にて通知します。

通知の際に、広告掲出が可となった方には、青森市納入通知書を同封いたしますので、納付期限までに協賛広告の掲出料の納付をお願いします。（口座振込を希望される場合は、振込手数料が掲出依頼者の負担となります。）

## 10 応募・問合せ先 [ 青森市役所ねぶた実行委員会事務局 ]

青森市 総務部 人事課 給与・福利厚生チーム

〔住所〕 〒030-8555 青森市中央一丁目22番5号

〔電話〕 017-734-5096 〔FAX〕 017-734-5091

〔e-mail アドレス〕 [jinja@city.aomori.aomori.jp](mailto:jinja@city.aomori.aomori.jp)

## 広告掲出制限細則

条文	細則	事例等
(1)品位を損なうおそれのある企業等	著しく営利性を帯びている企業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過剰な利潤追求を内容とするものを営む企業等（マルチ商法、キャッチ商法等）</li> <li>・市民に過剰な利潤が得られると思わせるものを営む企業等（暗号資産、先物取引等）</li> </ul>
	市民の浪費等を助長すると思われる企業等	サラリーマン金融、無届出の金融業等
(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当する企業等		
(3) 政治活動、宗教活動を目的とする企業等		政治団体、宗教法人 等
(4) 公の秩序又は善良の風俗に反する企業等		反社会的団体 等
(5) その他市長が掲出することが適当でないと認める企業等	法令の規定に違反した企業等	市から指名停止処分を受けている企業等
	上欄に定めるもののほか、掲出する企業等として適当でないと認める企業等	